

第十七回国会 法務委員会 議院 會議錄 第一号

昭和二十八年十月三十一日(土曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鍛冶 良作君

理事 田嶋 好文君

理事 古屋 貞雄君

理事 押谷 富三君

理事 飛鳥田 一雄君

理事 木下 郁君

出府國務大臣

出府政府委員

檢察(刑事局長)

委員外の出席者

國家地方警

察本部長官

檢察(民事局長)

參考人 警視

庁防犯部長

專門員 村 教三君

專門員 小 貞一君

九月二十八日

委員荒船清十郎君辭任につき、その

補欠として川村善八郎君が議長の指

名で委員に選任された。

十月二十六日

委員川村善八郎君辭任につき、その

補欠として野田卯一君が議長の指

名で委員に選任された。

同月二十八日

委員池田正之輔君辭任につき、その

補欠として中村梅吉君が議長の指

名で委員に選任された。

同月三十日

委員鈴木茂三郎君及び細迫兼光君辭任につき、その補欠として、飛鳥田一雄君及び木原津與志君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員山崎岩男君及び渡邊良夫君辭任につき、その補欠として青木正君及び田嶋好文君が議長の指名で委員に選任された。

同日

田嶋好文君が理事に補欠當選した。

十月二十九日

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(吉田安君外三名提出、第十六回国会衆議院第八二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

國政調査承認要求に関する件

連合審査會開會申入れに関する件

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

法務行政に關連する保全經濟會等利殖機關の調査に關する説明聴取

○小林委員長 これより會議を開きます。

本日の日程に入ります前に理事の補欠選任についてお諮りいたします。

○小林委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

田嶋好文君が去る九月二十五日委員を辭任せられ、本日再び議長の指名で本委員会に選任されました。田嶋好文君は理事でありましたから、理事の補欠選任を行わねばならぬのであります。理事の補欠選任は、先例に従いまして選舉の手続を省略し、委員長において指名するに御異議はありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認め、田嶋好文君を理事に御指名いたします。

○小林委員長 それでは日程に入ります。まず國政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。すなわち衆議院規則第九十四条によりまして、常任委員會は、會期中に限り議長の承認を得て、その所管に屬する事項につき國政に關する調査をすることができるとなっております。本委員会といたしましては、一、裁判所の司法行政に關する事項、二、法務及び檢察行政に關する事項、三、国内治安及び人權擁護に關する事項、四、法廷秩序維持に關する事項、五、交通輸送犯罪に關する事項、六、職犯服役者に關する事項、七、法務行政に關連する保全經濟會等特利殖機關の調査に關する事項につきまして、議長に對し國政調査承認を要求したいと存じますが、御異議はありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

田嶋好文君が去る九月二十五日委員を辭任せられ、本日再び議長の指名で本委員会に選任されました。田嶋好文君は理事でありましたから、理事の補欠選任を行わねばならぬのであります。理事の補欠選任は、先例に従いまして選舉の手続を省略し、委員長において指名するに御異議はありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認め、田嶋好文君を理事に御指名いたします。

○小林委員長 それでは日程に入ります。まず國政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。すなわち衆議院規則第九十四条によりまして、常任委員會は、會期中に限り議長の承認を得て、その所管に屬する事項につき國政に關する調査をすることができるとなっております。本委員会といたしましては、一、裁判所の司法行政に關する事項、二、法務及び檢察行政に關する事項、三、国内治安及び人權擁護に關する事項、四、法廷秩序維持に關する事項、五、交通輸送犯罪に關する事項、六、職犯服役者に關する事項、七、法務行政に關連する保全經濟會等特利殖機關の調査に關する事項につきまして、議長に對し國政調査承認を要求したいと存じますが、御異議はありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

田嶋好文君が去る九月二十五日委員を辭任せられ、本日再び議長の指名で本委員会に選任されました。田嶋好文君は理事でありましたから、理事の補欠選任を行わねばならぬのであります。理事の補欠選任は、先例に従いまして選舉の手続を省略し、委員長において指名するに御異議はありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認め、田嶋好文君を理事に御指名いたします。

○小林委員長 それでは日程に入ります。まず國政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。すなわち衆議院規則第九十四条によりまして、常任委員會は、會期中に限り議長の承認を得て、その所管に屬する事項につき國政に關する調査をすることができるとなっております。本委員会といたしましては、一、裁判所の司法行政に關する事項、二、法務及び檢察行政に關する事項、三、国内治安及び人權擁護に關する事項、四、法廷秩序維持に關する事項、五、交通輸送犯罪に關する事項、六、職犯服役者に關する事項、七、法務行政に關連する保全經濟會等特利殖機關の調査に關する事項につきまして、議長に對し國政調査承認を要求したいと存じますが、御異議はありませんか。

○小林委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

なお國政調査承認要求書の作成並びに提出手續等につきましては、委員長に御一任を願います。

○小林委員長 次に日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。犬養國務大臣。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案

同項の同意を得ることを要しない。

第十一條の見出し中「施設又は区域外で」を削り、「合衆国軍隊要員」を「合衆国軍隊の構成員又は軍属」に改め、同條第一項中「合衆国軍隊の使用する施設又は区域外で」を削り、「合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族(以下「合衆国軍隊要員」という。)であることを確認したときは、」を「合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が行政協定第十七條第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認められたときは、」に改める。

第十二條第一項中「行政協定第十七條第三項(b)又は(c)による引渡の通知があつた場合」を「合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯したる者を引き渡す旨の通知があつた場合」に改める。

第十三條第一項中「合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域」に改め、「以下同じ。」を削り、「承認を受けて」を「同意を得て」に改め、同條第二項を削る。

第十八條第一項、第三項及び第四項中「合衆国軍隊要員」を「合衆国軍隊の構成員、軍属又は合衆国の軍法に服する家族」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族であり、且つ、その者の犯した罪が昭和二十八年十月二十九日以前の行為に係るものであることを確認したときは、この法律による改正後の第十一条第一項の規定により引渡をなすべき場合に該当しない場合においても、刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。

3 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならぬ。

4 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税取戻納付等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「合衆国軍隊の使用する施設及び区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設及び区域」に改める。

○大藏省大臣 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案につき、提案の理由を御説明申し上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴

る刑事特別法は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて、日本国及びその付近に配備された合衆国軍隊に關して、行政協定の趣旨にのっとり刑事上の実体法及び手続法についての特別規定を定めたものとして、御承知のごとく、昨年五月七日公布施行をみたものであります。今般發効をみるに至りました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第七七条を改正する議定書によりまして、同軍隊に対する刑事裁判権の行使に關する事項が改正され、これに伴い刑事特別法中の手続規定につきましてその一部を改正する必要を生じたので、この法律案を提出することとしたものでございませう。

改正の主要点を申し上げますと、まず第一に、合衆国軍隊の使用する施設または区域内における逮捕等につきまして、現行法のもとにおきましては、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得るか、またはこれに囑託して行わなければならないのでありますが、これを改めましてかかる同意または囑託を要する場合を合衆国軍隊がその権限に基いて警備している施設または区域内に限り、重大な犯罪にかかるとして、現行犯人を逮捕する場合におきましてはかかる施設または区域内におきましても、右の同意を得ることを要しないこととした点であります。

第二は逮捕された合衆国軍隊の構成員または軍属の身柄の引渡しにつきまして、現行法のもとにおきましては検察官または司法警察員は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員、軍属または家族であることを確認いたしました

きは、ただちにその者を合衆国軍隊に引渡さなければならぬこととされておりますが、これを改めまして、引渡すべき場合は、同軍隊の構成員または軍属の犯した犯罪が、公務執行中に行われた場合等、合衆国が第一次裁判権を行使する罪に當る場合に限ることとした点であります。

第三は施設または区域内における捜索、差押え等につきまして現行法のもとにおきましては、合衆国軍隊の使用する施設または区域内において、または合衆国軍隊の財産について、これを合衆国軍隊の権限ある者の同意を得るかまたはこれに囑託しなければならぬこととされておりましたが、合衆国軍隊の構成員、軍属または家族の身体または財産に対して行つた場合においても、ほぼ同様の制約がなされておりました。これを改めまして、かかる同意または囑託を要する場合を合衆国軍隊がその権限に基いて警備している施設または区域内で行つた場合と合衆国軍隊の財産について行つた場合とに限ることとした点であります。

以上この法律案につきまして概略御説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

○小林委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○小林委員長 次に保全経済会等特殊利殖機関の調査に関する件について調査を進めます。

お諮りいたします。本件につきまして、参考人として警視庁防犯部長養老純雄君より意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

○小林委員長 御異議なしと認め、さうとりはからいます。

○押谷委員 保全経済会の問題につきまして、法務大臣あるいは国警長官、警視庁の当局、検察庁の当局にお尋ねをいたしたいと思ひます。

最近非常に大きな問題となつて波紋を描いております保全経済会の問題であります。これは伊藤半信理事長が、わずかな期間に十四、五万人と言われその総額四十五、六億にも及んでおると聞きますが、そして特殊な利殖行為をやつておられます。そこに十億余りの大きな穴をあけて、遂に行き詰まりを來して閉店休業を宣言するに至り、大きな社会問題となつて今各方面に波紋を描いておられます。こういう重大な問題が社会問題として現われ、あるいは法律問題として、あるいは方によりましては刑事事件等も含まれておられるのではないかと考えられるのであります。当局におかれましては、この保全経済会の組織、実態、營業のありさま、あるいは今日いかなる損失を大衆に与えているかというよう

な事柄について御調査をなされておられると思ひます。まずこの実態につきまして、御調査の内容の御説明を承りたいと思ひます。

○岡原政府委員 この問題につきましては、いわゆる類似金融業全般について

の取締りの問題といたしまして、従前からわれ／＼検察庁方面においても注目していただいております。しかるにその実態たるや、いわゆる類似金融業の形態がきわめて複雑多岐をきわめまして、株主相互金融の方式をとるもの、あるいは匿名組合方式をとるもの、その他いろいろな形をとつてやつておられるのであります。そこでそれらの点につきまして、検察庁といたしましては、古くは昭和二十六年六月の経済関係委員会におきまして、当時の大橋法務総裁から、これらの新しい金融事犯の情勢はきわめて憂慮すべきものがあるからして、この実態をきわめて、適切な検査を行うようにというふうな訓示をいたしましたのを初めとして、この問題を討議、指示いたしておりました。最近におきましては、本年十月十九、二十日の全国次席検事会同の際におきまして、刑事局長指示をもちまして、かようないわゆる金融業者がいろいろな手を用いて全国の零細な資金を集め、そして結局最後においてはかなり破綻を來しておるような状況にあるということを申しまして、その大衆に及ぼす害悪を考慮し、現地の財務当局その他関係官庁との連絡を緊密にして、そして事犯の取締りに一層の努力をされるようにというふうな指示を出したばかりでございます。従来この線にのっとりまして、全国的に各地方の経済検事におきまして、それ／＼この種のいわゆる金融機関の取締りについて努力して参つたのでございませうが、現在までの受理が三十七件ほどございまして、うち十八件ほど公判請求をいたしているような次第でございま

機構、あるいは利殖の機関があるのでありますが、これにつきましては、今御答弁にありましたように、要は取締りが困難な法の盲点をつかれておるということになると思うのでありまして、これはいづれにしても放任することのできない問題だと思えますから、当局におかれては、これに対する適当な対策、将来いかなる方法をもつてこの経済の混乱を生ずるおそれがあり、社会問題もそこに生れあるいは治安の問題にも関係をするであらうこれらに

ついでに取締り、あるいは立法の処置その他の対策についてのお考えがありましたら、お伺いをいたしたいと思います。

○村上説明員 保全経済会及びその類似の組織によるいわゆる類似金融機関に対する取締りの対策という点についてのお尋ねでございましたが、まずその前提として、いわゆる匿名組合と業者との間の法律関係、これをどう見上げるかということについて一応申し上げます。これは一般に匿名組合だといわれておりますけれども、今まで私どもの知っております事実関係から考えますと、匿名組合であるかどうかはなほ疑問であると思つておるのであります。かりにこれが匿名組合組織であるとしたとしても、この匿名組合制度の悪用防止のためにどういう立法をすべきかという点につきましては、これは商法の匿名組合の規定が不備である、それを改正すべきではないかという意見も一部にあるようでありまして、しかしながら私も私どもはいたしましては、これをかりに匿名組合といたしまして、世間に伝えられておりましたところによりまして、期間を三箇月といたしまして、毎月一定の利率によつて利益を配当するという約束になつております。この約束をしておりましますならば、元利金を支払う法律上の義務がある。でありますから、消費寄託あるいは消費貸借という他の形式を用いた場合に比較して、匿名組合であるがゆえに特に出資者に不利であるというところはないのであります。もし匿名組合の形式によりまして大衆の資金の吸収が社会に害を流すというようにな

とがあり、いたしたならば、それは匿名組合の形式を選んだからではなく、経済的基礎の確実でない、公の監督に服しないものが、きわめて有利な条件を掲げて、巧みに宣伝をして、大衆から資金を吸収するということによるのであります。匿名組合名義ばかりでなく、あるいは貸金、預金、信託、あるいは社債類似の証券、有価証券の売買、その他どんな名義を用いまして、正規の金融機関でないものが大衆の資金を吸収するということがありまします。法外な条件で大衆をつる、巧みに宣伝をするということがあれば、同様の害を流す可能性があるのであります。現行法上、この種の行為を取り締まる規定はいたしましては、預金の受入れ、すなわち消費寄託の名義を用いる場合について銀行法に規定があり、信託の名義を用いる場合につきましては信託法に規定があるのであります。その他の名義を用いた場合には、何ら取締りの法規がないわけでありまして、これが法律の盲点であると言えは言えるのであります。そこで名義のいかんを問はず、この種の行為を取り締まる取締り法規が必要であると思つております。商法中に規定すべきかどうかというところであります。民法及び商法は、申すまでもなく各種の法律行為につきまして、要件効果をおさめております。実体私法であります。この法律行為の形式を用いて、社会に害を流すような行為が行われた場合、そういう行為の取締りを目的とする法規というものは、いわゆる行政法規の領域に属するのであります。預金の受入れあるいは信託の名義を用いる場合について、その取締りのための規定

を民法、信託法等の実体法に置かないで、行政法規である銀行法、信託法に置いておるのもこの理由であらうと思つております。従いまして匿名組合制度の悪用を防止し、これを取締るための規定を商法の中に置くことは法体系の調和を破るものであり、はなはだしく不適当ではないかと考えております。そこでかようないわゆる法の盲点を補うために新たに立法措置を講ずるといたしたならば、法令によつて免許を受けた成規の金融機関その他法令によつて社債その他の証券を発行することのできるものを除いたその他のものが、何らの名義をもつてするを問はず、不特定多数から資金を受入れることを業として行うということを禁止する趣旨の単行法が必要ではないか。しかも銀行法、信託法の罰則は五千円以下の罰金ということになつておりますが、やや軽きに失するような感じがいたします。相当な罰則をつけ、そういう趣旨の単行法をつくることが必要ではないかと考えるのであります。

○押谷委員 今立法の関係において御意見を拝聴いたしましたのでありますが、問題は非常に大きな問題となつて実際に現われているのであります。この機構からたくさんの方が迷惑をこうむつてゐるのが実情でありますから、この現実を即して最も適当な処置、対策を講ぜられんことを希望いたします。

○小林委員 田嶋好文君。

○田嶋委員 押谷君の質問に対し、私自身として本問題を考えますとき、私自身として本問題を聞いておつて、これはわれわれ国会もつかつてあ

つたと同時に、一体当局がこうした金融行為、利殖行為に対して真剣に取組んで今日まで調査をし、対策を講じておつたかどうかというのを疑わざるを得ないのでございます。御答弁を聞いておきますと、そこらあたりで起きた茶飯事のごとき観念をもつてこの事件に対処しようとし、今日まで対処して来たのじやないかと実は考えられるのでございます。きょうの読売新聞を見ますと、保全経済会の問題は世界全に行き渡つてゐると池田前大蔵大臣も報じております。アメリカでは、この問題がいかに処理されるかによつて、日本の経済界に対する信用がいかになるかの重大問題であります。それに對して、法律に盲点があるから今までは取締ることができなかった。日本の経済が将来どうなるかというやうな大問題に對して、そんな簡単な氣持で取締り当局が、また行政当局が當つておつたといふことは遺憾しくであります。何と言つても私は今後皆さんに對して質問を續けようか、それすら胸がどきどきして、何だか氣持が悪いやうな氣がするのであります。これはもちろん国民全体の責任でもございまして、今までもそういうお考えがなかつたこととしますれば、これはもう過ぎ去つたこととございましてからしかたがございせん。きょうからこの問題は重大問題として考え直し、ひとつ何とかしつかりと対策を講じていただきたいと思います。たいへんな国家の将来を担うと私は思ひますので、どうかこの点、きょうからでもよろしくございしますから心の立て直し方をお願い申し上げます。これは大

蔵当局に聞いた方がいいのでしようが、大蔵当局に聞くよりも、私は取締り当局も当然これは知つておくべきなことだと思ひますからお聞きします。保全経済会というのはいつごろ、いかなる内閣の時代にできたのでございましょうか、この点をまずお示し願ひたいと思ひます。

○小林委員 養老参考人。

○養老参考人 警視庁として、保全経済会に關連しまして從來とりました処置を申し上げたいと思ひます。内容は國警長官から先ほどお話になりましたが、警視庁として大体同様の態度をとつて参つたのであります。保全経済会は昭和二十四年の十月八日ごろに、第一期にこれが設立せられたものと承知いたしておるのであります。この會が設立せられた後よりよく一般の出資を得まして、だん／＼と大きな力を持つて参つたのであります。そこで警視庁におきましても、その本店が管轄内にある關係もございまして、もちろん組織全般は全國にわたる範圍ではございしますが、その業務内容等を許される範圍におきまして調査いたしまして結果、相当破綻を生ずることを予想せしむる可能性があるのではないか、そうした際に大衆の多くの出資者等に大きな損害を与えるやうな弊害を生ずるのではないかと、二十七年の七月ごろだと思ひますが、關係機關とまず打合せをいたしましたのであります。その際に警視庁としましては係官を出しまして、こうした業態は非常に不健全なように思ひ、このまま放置いたしまして万一経済事情の変更その他

の事情によりまして破綻を来すような場合に問題が起るのではないかという事を申しまして、警察としてこれに對していかなる措置をとるべきか、この事態に對する取締り上の必要から、法規の解釈等につきまして意見を徴したこともあるのであります。それから今年の二月ごろと記憶するのでありますが、大体同様な関係機関の打合せにおきまして、さらに「これ」が大きくなつて行くほか、同様の大家金融機関と申しますか、そうしたものが非常にふえて参りまして、そうした警察として憂えるような事態がますます大きくなつたという事を申しまして、さらに一層この点について意見を求めておるのでございますが、どうしましてもこうした特殊法令上の解釈からいたしまして、こうした業態が取締りに該當するといふような解釈を得ずに今日に至つたのであります。かたがた詐欺とかあるいは業務上横領等の刑事犯のような事態がないかという点につきましても、もちろん十分な關心を持ちまして許される範圍におきまして調査等はいたしましたのでございますが、今日まで遂に確信を持つて犯罪ありと史料するだけの実を認めなかつたのであります。結果として、御承知のような事態が起りまして私も非常に遺憾に存じておるのでございますが、決してわれ／＼がこの事実に對する氣持はないのでございまして、この点から一言申し上げさせていたたいわけでありませう。

も、保全経済会の出發は匿名組合という事で出發している。しかもこの保全経済会の組織の中に入つておる人は退職警察官、かつての軍人の有力者等でありまして、相當に権力につながる人たちがこの行為に参画していることは、だれも認めておるところであります。それから政治献金がずいぶんまかれたといううわさが、もはや数年前から盛んに言われておつたことは皆さん御承知の通りであらうと思ひます。なおこの金融の特徴として、吉田内閣の大金融政策攻撃の一つのターゲットに揭げて、これが、社会的に活動しておつた。要するに吉田内閣は大企業擁護であつて、中小企業に對する対策を立てない、中小企業者を救済する一つの方法として保全経済会ができておるのだ、これはひとつ大いにひとつ發展すべきだといふので、ある政党的ごときはこれを看板にして演説までしてまわつたことは皆さん御承知の通り、こういうようなことから見ますと、私は相當根柢のいふものがあると思ひます。が、警視庁等に對して、保全経済会が問題になつたといふときに、だれかみ消し運動に來た人があるのではないですか。この点ひとつお答え願ひたい。

これは実にけしからん金融機関だ、これは実をいへば一日でも生き長らえさせておくことは國に對して大損害を及ぼすといふ信念を持ちましてこの調査にかかりました。ところが當時は警視庁で、わしの方で責任を持つてやつておるのだからもう少ししばらく待つてくれというお話でございまして、その結果が今の昭和二十七年七月ごろの御報告だらうと思ひますが、一体このときの会合でどうしてやめたのか、もう少しこれを詳しく教えていただきたい。

○田嶋委員 ただいま御質問のございました点、當時私は警視庁に在職しておりましたので、自分自身の直接経験したこととして申し上げることはできませんのでございまして、當時その打合せに出席いたしました保官の、これも記録を持つておりませんから記憶によりまして私が聴取いたしましたことを申し上げたいと思ひます。先ほど申しましたような事情によりまして、二十七年の七月十八日の午後、法務府の會議室におきまして、大蔵省、法務府、最高検、高検、それから東京の地検、國警本部、警視庁、これだけの関係の保官が出席した会合があつたのであります。その際に、問題はもちろんこの保全経済会の問題ではありませんが、一般金融の取締り方針等について討議されたのでございまして、會議の終了まぎわにあたりまして、匿名組合形式による金融、例として保全経済会が話題となつたようでありまして、その際に警視庁の保官より、このような金融機関はきわめて健全なものと考えられる、將來被害者を生ずるおそれがある業態と思はれるのであつて、もし最悪の事態を生ずるといふことにな

れば、もうそのときにはおそいといふことになるのではないかと、おそれるような場合には相當な社会問題等を起すことが予想されるので、こうしたことについて行政的な措置、監視規定等によつて何らか未然によく規制を加へることがないだろうかといふこととを申し述べたと申し上げたのであります。その際こうした金融機関は法の規制外にあるのであつて、これを法律をもつて規制する、法文化するといふことになれば、かえつてこうした業態を是認するといふ形になる、従つてこれを法文化することもできない、監視規定を設けるということも困難であるといふようなことをもちまして、むしろ警視庁におきましてはそうした消極的な意向を聞きましてために、そうした特別法令の点からは警察としても取締り得ないものとして終つたのが事実であります。

○田嶋委員 警視庁の立場はある程度了承できるのですが、檢察關係、法務關係その他にお尋ねしたい。先ほどの御説明の商法の匿名組合、これは五百三十五條の規定から行つても私は疑わざるを得ないのじやないかと思ひますが、どうしてこれは合法だといふことが認定されたのですか。これをひとつ民事局長に確かめておきたい。

それからも一つは、今日世の中では、われ／＼が口やかましう言ひ道り、ちよつとした事件なんかもえらい眞剣に取上げて、とき／＼人権蹂躪を起しておる。日本の経済を左右するやうな大問題に對して疑わしい点が多あるにかかわらず、これに對して何ら対策を講じないでおるといふのは、檢察当局の行き方も根本趣旨がどこにあるかわかりませんから追究することにはやめませんが、どうもおかしい。とにかくどうぼう一人とらまへることにならぬ熱心で、八千万國民を全部つぶしてしまふことに不熱心であるといふことは、これは檢察当局の行き方ではない。これはたいへんなことですが、よほど眞剣に考へてもらはないと今後こうした問題が起ることをわれ／＼は警戒しなければならぬのであつて、ますますもつて覺悟をきめてもらなければならぬと思ひますが、保全経済会といふものは、結局三箇月で元金を返して、利子はたしか八分から二分をやるといふのですから、これはどうして成り立たない理論をもとにしてつくつておると思ひますが、こうしたことと對して調査を進め、御検討を進めたことがありまじやうか。この点を檢察当局にお尋ねしたい。

○村上説明員 先ほどちよつと申し上げたように、保全経済会及びその種の業者といふゆる出資者との關係が匿名組合であるといふことにつきまして、は、私非常に疑問に思つております。ただいま御指摘の商法の条文等に對しては、匿名組合といふ名前には使つておりますけれども、実質はむしろ出資者が利殖の方法として一定の出資額すなわち元金を通常三箇月の期間で業者に利用させ、その対価として確定の利率によつて利息の支払を受けるというものがこの契約の実質であらうと思ひます。ですから匿名組合であらうといふふうには私も見ておるわけではないのであります。

○田嶋委員 今檢察当局のお答えをいただく前に、今の村上さんの答弁を引いたしまして追加質問をしておきま

通じまして、しかしいずれにせよこれは何とか解決すべき問題ではないかというので、その後も大蔵省とは随時連絡をとっておたわけてございます。ざつとくばらんに申しまして、何とか手を打たなければいかぬのじやないか、ただそれ／＼の面として詐欺だ、横領だと言つて騒ぐのは、たゞいま御指摘の通り、まづたく末梢的な非常に小さな業者、あるいはボロを出しやすいうな、まだ組織の完全に行かないよりな、いわば固まらない組織のうちに手をつけますと、犯罪がよくわかるのでございませう。ところが一旦大きく、合法の線を仮装する面が非常に深く出て参りますと、その詐欺とか横領とか背任とかいふものがつかまえていくという面があるわけでございます。そこで私も何とかしては、とにかく悪いものは悪い、検挙すべきものはすべきであるというので、全国的に、先ほど申しましたように三十数件もあがつたわけでございますけれども、中には警視庁等であつたように、かなり名の知れたものも若干入つておりますが、全国的に、匿名組合方式では一番大きいといわれる保全経済会が、今までのがれたという点につきましては、私もその考えるところでは、やはりその組織が大きくなればなるほど、その実態を究明するのが困難である。これは合法を仮装する面が非常に行き届いて来るということではなかつたろうかというのを、今反省しておる次第であります。私も何とかして、なまぬるな態度でよろしい、放任してよろしいというふうな態度をとつておたわけではないのでございませう。

す。御了承願います。

○田嶋委員 過ぎ去つたことでしかたがないが、これらの問題は太いに研究すべきことだと思ひますけれども、いろいろな雑誌に保全経済会が使つた金の状況が書かれております。どこへ政治献金をして、どの方面へどういう投資をした。これらの点で、捜査の秘密になることは聞こうとしない。それだけお含み願つて、これらの点についてお取調べをしたことがあるのか、今後しようとする準備をしていることがあるのか、とにかくしておれば、ひとつこの点捜査の秘密にならない点で聞かせを願ひたい。しかしこれは捜査の秘密になるということならば、お聞きいたしません。

それから重ねて、先ほどこれはお答えがなかつたのですから申し上げますが、村土局長が言われたように、匿名組合でないのに匿名組合として宣伝したおそれが多分にあります。私たちがこれは合法的に匿名組合でないと思ひます。五百三十五条を見たらすぐわかる。これらの点から見ても当然詐欺だということが認定されるのではないか。この解釈はいかようになつておりますか。

○岡原政府委員 いわゆる政治献金のうわさは、私も耳にいたしましたし、かなりありそうなことだといふふうな感じを持っておりますけれども、まだその実態はつかんでおりません。従ひまして、たゞいま御報告申し上げるような程度には至っておりません。それから、先ほど答へ忘れましたが、詐欺の点でございませう。匿名組合の実体を備えているかどうかにつきまして、若干の争ひがあつたようでございます。

私どももいたしましては、純法的にこれを見ますと、かなり匿名組合的な色彩が薄いといふふうな感じを持つております。連中の、農村等で配ります営業案内といつたようなものには、何か商法の規定による匿名組合というふうな文字を使つておりますが、ただ金を出す方からいたしまして、それがい

わば金を出さずほんとうの動機、原因になつたであろうかどうか、匿名組合だから、それを信用してまかせざるやうな文字を出したのであるか、あるいはそれとは別に、とにかく何かもうかるらしいから出したのであるかというのか、その辺で、いわゆるそれを知つておつたならば金を出さなかつたであろうというふうな、因果関係になりますと、むしろこれは農村の人たちなどは問題にしない点であらう。かような事実問題もあるかと思ひますが、ただ純法的な問題といたしましては、御指摘のように、詐欺の罪を追究する余地があるだらう、こゝういふことであ

ります。

○田嶋委員 そうなると、もつと具体的にいつ込んで聞かなくちやいけないのですが、この匿名組合は営業をしな

ければならぬのですが、保全経済会はどうな営業をしておつたか、お取調べになつたことがあります。

○岡原政府委員 保全経済会に定款と

称するものがございまして、その第十條に、本会は左の事業を行う。一、証券への投資、二、理事會において定める諸事業、こゝういふ非常に簡単なものでございまして、それ以上は何もありません。

○田嶋委員 それでは、今後保全経済会がいかなる事業をやつておつたかといふことを、お取調べになる御意思が

ありますかどうか。

○岡原政府委員 もちろん調べつつも

りにはございませうが、ただ、冒頭にちよつと申し上げたかと思ひますが、何かのきつかけと申しますか、私どももいたしましては、現在内偵の段階でございまして、やはり、罪を疑うに足る相当の理由と申しますか、刑事訴訟法のあの程度の心証は必要だらうと思ひますが、それからだん／＼やつて行きたいと思ひます。

○田嶋委員 去年の十一月二十三日号の週刊朝日が宛町のうわさ話というの

で、具体的に名前を書いて、具体的に金額を書いて、この雑誌に載せておりますが、これは捜査の対象になりますかなりませんか。

○岡原政府委員 すべてのさような資料は、総合いたしましたして、あらゆる角

度から検討いたしたい、かように存じております。

○古屋(真)委員 今の保全経済会の問題なんです、今の法務省の解釈では、保全経済会は匿名組合だといふことをうたつてゐるが、匿名組合ではないといふ御見解でしようか。それとも匿名組合類似のものだといふのでしようか。その点はどういふ解釈でしようか。私もからいいますと、こゝういふ法律解釈があると思ひます。利益の有無にかかわらず、一定の利益を配当するといふことが契約の一つの目的になつておる。そして匿名組合でありま

すと、利益がない場合には、これに對して利益の請求をすることができないという規定がある。これははっきりした禁止規定なんです。そうすると、匿名組合でないという結論になると思

ひますが、私どもから行きますと、保全経済会の実態から申しまして、大体最初から匿名組合ではない。むしろ匿名組合にあらずして、さういふ匿名組合といふことを前にうたつて、そして相当な利益を確実に支払う、こゝういふことをうたつて、その目的は、一定の営業に對して出資をさせるという目的にあらずして、預金を集めるということがこの経済会の実態だ、こゝういふことが一番正しいと思ひます。そうしますと、現在の社会経済通念からい

つても、かような組織においては、絶対に利益の配当はできない。最後の結論に参りますならば、必ず破綻する、こゝういふことの未必然な認識を経営者が持つておる、こゝういふのが一番正しいのではないかと思ひます。で、さういふ故意があつたといふ解釈をいたしますれば、田嶋委員のたゞいまの御質問にございまして、詐欺が完全に成立すると、かように私どもは考へております。法務省には日本一の偉いお歴

下がおられ、長い間研究してゐることでありまして、その点に對しての明確な御答へを願ひたい。のみならず、もうこの保全経済会の問題は、きのうきように始まつた問題にあらずして、昨年ごろにもう破綻をする。伊藤半信はアメリカに何億かの金を持つて行つて隠してしまふのだ、こゝういふことは公知の事実で社会人から知らぬものはな

つくに捜査してこれは検挙すべき筋合
いだと思ふ。疑いあるというよりな
まぬるい問題ではなくして、勤労した
一生の蓄積をすでに全部これに入れて
首をつらなければならぬ、あるいは
今後の生活があらたからでないとい
う非常に社会的な大きな問題と悲惨な
結果が現在実現しております。であり
ますからさうなことを考へて、御賢
明な検察当局で他の思想犯などに対す
るような御捜査が願へたならば、とつ
くにお手入れが行われて実現できるの
に、またこの点からいって法律上の言
点はここの点からいって法律上の言
点ではない。ところが今まで
お手入れをしていない、どこに盲点
があるか明確になつていない。私ども
の見解が違つておるのかこの点を明確
に御答へ願ひたい。決してこれは営業
に対して出資させることではない、預
金を目的とする、預金が目的であると
するならば匿名組合ではない、特に経
済通念から申しまして、利益の有無に
かかわらず月に八分あるいは三分ある
いは二分という、相当な経営をもつて
人件費を払つております営業は、かよ
うな莫大な高率な配当は不能である
ということに、御賢明な皆さんにはは
つきりと結論が出ておるはずでありま
す。さうなところはどうか。検
察当局並びに国警が相当御熱心にや
られたけれども一度も手入れをしなかつ
た。どこに一体手をつけたら困ること
があるのか、手をつけたら困ること
がないより問題が多いという御懸念
があつたのかどうか御説明願ひたいと
思ひます。

○岡原政府委員 その点につきまして
実は私どももこの保全経済会の問題と

してはなくて、全般的にこの種業者
の業態について一休月に三分、五分、
八分といつたような利益を配当し得る
ものであらうかというところについて大
いに疑念を持ち、大蔵当局にもただし
たことがございます。そのときのお話
をいたしまして、当時御承知の株式
ブームという現象がございまして、か
なり変動が多いのに乗じて、株式の操
作による利益が相当あつたといふこと
は事実のようでございまして。そのほ
かに不動産の値上りによる——これも
近年の値上りは実に驚くべきものがあ
るといふので、この月何割ずつ上つ
て行くといふあの当時の景気からいた
しまして、計算上は必ずしも不可能で
はないといふふうに私も考えたわけ
でございます。ただ私どもはただいま
お話のように未必的な故意があるの
ではないかという点に至りますと、これ
はこの種の業態として当然あり得るこ
とであつて、さればこそ私も大蔵
省に對しまして何か金融行政上打
つ手があるのではないか、今すぐ犯罪
という形をとらないで、あとで一般的
な損害という形で出て来るということ
は、一般大衆を金融面の上で保護する
ゆえんではないかということを申したこ
とがございます。そういうふうな関係
でございますので、必ずしもすぐ今の
状態から見てその当時の、たとえば昨
年の暮れから本年の二月当時の状態に
おいて詐欺だと断定するわけには行か
ないと思つたわけでございます。

○古屋(員)委員 どうも私納得が行か
ないのではありませんが、昨年の後半期に
は五億円以上保全経済会は損失を覚悟
しているといふことは常識で知つてい
る、新聞にも出ている。もう一つは今
より相当前から保全経済会が立ち行か
ない、必ず取付を食つてだめになる、
こういうような状況に大体私どもも聞き
及んでゐる。しかるにかかわらずこの
営業を休止するといふことを発表する
前日、その日まで勧誘して金を契約し
てゐるわけですね。そうしますとそのと
経営者という人の頭の中にはすでに
破綻になつてゐる、私えんないのだ、は
つきりと認識されてゐるはずなんです
が、そういう場合の最近における出資
契約に基づくものは詐欺であると私ども
は考へるが、それに対してどういふ御
見解を持っておりますかその点を承り
たい。

○岡原政府委員 問題をこの点だけに
限つて論じますとそれは詐欺である
といふ嫌疑がかなり濃厚でございます。
ただ全般的にこの種の業態について何
と申しますか大きくこれを見ますと、
いわば取付詐欺、普通の業態の取付詐
欺、あの場合と似たような関係でござ
いまして、何とかなるだらうと言つて
商人がやつてゐるうちに、最後にど
たつと来るというふうな場合ともまづ
たつと来てゐる。そのような場合
合においても詐欺が成立いたしまし
て、事実今までも非常に問題になつて
詐欺として起訴した事案もあるのであ
ります。この件につきまして一体伊藤
斗福がいつころから業態が非常に悪
い、建直しの可能性がないというよう
なことを考へたかといふことがおそら
く問題の要点になつて来るじやない
か、と同時に本店において、理事長に
おいてそのようなことを考へまして
末端までそれが届いておつたかどう
か、さうなところにおいて本店のさ
やうな内情を知らずにやつたのか、あ
るいはそれを知つてやつたのかとい
ふような点がおそらく問題になつて来
るだらうと思ひます。そういうふうな点
にたゞいまは内情を進めてゐるわけ
でございます。

○古屋(員)委員 実は先刻田嶋委員か
ら御質問があつたように、すでに前の
国会のときに、警視庁では捜査を進め
ておるからしばらく待つてというよう
なお話が、連絡があつたような事実を私
ども聞き及んでおるのであります。さ
やうな当時から綿密な御調査が出てお
れば本日はすでに結論が出なければな
らぬと思ふ。捜査が継続され、保全経済
会の営業状況に對する、綿密な御調査
なり御視察がなつておりますれば今日
は結論は出てゐるのじやないかといふ
ことを私は考へるのであります。さ
やうなことをしないといふことになる
と、どうも私どもは検察当局の意圖を
責めざるを得ないような気持ちになる
のであります。その継続しておつた事
実があつたのか、それとも打切つても
万やむを得ないのだ、法律の盲点だ
といふことで逃げておつたのかどうか、
その点もお聞かせ願ひたい。

○養老参考人 私は警視庁としまして
ずいぶん前にこの捜査をしてゐるとい
ふことを申しましたかどうかその点の
事実を承知しておらないのでございま
すが、警視庁としまして小さいもの
な問題をにして大きなものを問題にし
ないといふことはないのであります。
これは最近の例によりましてもこ
うした金融類似の金融機関に對しまし
て相当高額の資金を持ちましたものを
検挙した事例を持つてゐるのでありま
す。

それから保全経済会につきまして
は、先ほど申し上げましたように
やく社会的に注目を集めるようになり
ました当時より、警視庁といたしまし
てはこの組織なり営業の業態等につ
きまして可能な限りにおきましてこれ
を調査いたして参つております。十分
たつきましてもあつて関心を持ちま
して、調査をして参つてゐるのであり
ます。この調査を打切るといふよう
なことはいたしておりませんので、な
お現在これに對して深い関心を持つて
ゐる事態を見つめておる、調査して
おるというのが事実であります。

○古屋(員)委員 本件は結局この処置
が誤られますならば、治安上に相当
大きな影響を及ぼすようなことがあ
ると思ひます。一つの金融会社がつ
ぶれましたために、横振あたりでは相
當大きな暴力行為が行われておる事
実がある。従いまして検察当局に對
する私どもの要望は、この保全経済
会の休業に對する万全の策をお講じ
なつておるようございませうけれども、
もつと積極的にはつきりと策を講
じていただかなければ、治安上非常
に恐ろしい結果を及ぼすおそれがあ
ることを私どもも日常目撃してあり
ます。さらに預金者と申しませうか、
出資者の意向はまことにすさんで
おります。ことにたゞいま申しました
一生の自分の努力を水泡に帰されて
しまつたといふような状況がたくさ
ん出ておりました。ことにその預金利
益の配当によつて生活を保障されて
おる方が多いので、相当治安上お
そろからざる結果を引起すんじやな
いといふことを考へられますので、特

ことに反対する。そうなつて来ると、これは當然に今の伊藤理事長の気持ではだめだと思ふのです。財産の確保はある程度してやらなければいけない。要するに保全的な手を打つてやらないと、この財産がそれからそれへと散布されて、放漫にされ、きよう救えれば救つてやれるものを、ああいふ言葉を吐いておつて一、二箇月たてば全然救へなくなるといふことが想像されるのであります。この点につきましてぜひとも保全的な措置が必要になつて来ると思いますが、これに關して御意見を承

政治家がこれに關係しておる。政治家に金がばらまかれておるといふうわさは事実かどうか私は知りませんが、こゝにいう事實はよくわかる。政治家が顧問であるとか、またその会の役員などに名前を連ねておる。ところが實際においてはその本人は何も知らない。要するに名前を悪用してやつておる事實は、これは私はよく知つておりませんが、そういうことをやつて金を集めたとしても、詐欺の対象になるか、それともはかに何か取締りの方法はないものでしょうか、この点ひとつ御意見を伺つ

なんなんかにも載つておりますが、間違いないからいいから、なんなんかに載つておれませんか。

○岡原政府委員 私どもが調べたとところによりますと、釜山生れの韓国人でございまして、日本人と養子縁組で伊藤麻生をとおつております。従つて現在には日本人であらうと思ひます。

○木原委員 本人は自分は、韓国に国籍がある韓国人だと言つておるというのか、どうですか。

○岡原政府委員 一応私どもの今まで調べましたところでは、さやうになつておりますが……。

金との契約関係は、法律上、どうい
るものであるかということになる。消費
寄託、いわゆる預金であるか、あるい
は消費貸借、貸金であるかという問題
でもあるわけですが、消費寄託
と、見る余地が十分あるのでありまし
て、消費寄託と見ましたならば、それ
を業としてやつたということになりま
す、銀行法の違反となる、かように
考えます。

○木原委員　のみならず、これが銀行
法の違反、あるいは貸金業法の違反と
いうことになりますれば、これが韓国
ならば、さういふことは、さういふ

たとい、本人の記者に対する談話の記事が掲載されておりますし、さらに、今度の休業声明をする二週間ほど前に、この伊藤理事長が、自由党の某幹部を通じて、三億円の救済融資を依頼した、こういったような記事も載っております。これが三文新聞ならば、私も大して意に介さないのでございますが、天下の朝日新聞、火のないところには煙は立たぬと思っております。査査当局には、この点について、まだ何らの確かな捜査をしておられないというような御答弁でございましたが、事

衆から預金のような形で集めた一億円になん／＼とする金が、選挙その他のたびごとに、政治家にばらまかれておるといふようなことになりますれば、事は非常にゆゆしい重大問題である。大きな政治問題であり、社会問題であると思ふのでございます。私も聞くと、ところによりますると、昭和二十六年、一昨昨年、時の換事総長から、警察当局に対して、保全経済会から衆議院の大蔵委員会に贈賄をした事実があるから、その事実を摘発しろというやうな命令もあつたのが、途中でやむやにされてしまつたというこゝともいわれている。これは衆議院内の常軌的なことになつておる。しかもこの保全経済会のいふ／＼の後援者あるいは顧問といふやうな名前にはばらまかれておる人には、政界、財界、名前はばらばらありますが、自由党や改進黨、あるいは右派社会党の有力な幹部の方がずらりと名前をあげておられる、こゝういつたやうな点から見ても、私もこれはこの問題がすつきりしなければ捜査当局が公平無偏な厳密なメスを入れたかどうかといふことについて、捜査当局そのものを疑いたくなる。どうかひとつ今後捜査に当られますには、こゝういつた点を十分御含みの上に、厳重な剔抉のメスを振われ、もしかやうな事実が真実ありとするならば、假借ない摘発をなさつて、そして天下国家にこの真相を明らかにしていただきたい、これを捜査当局に御望するのでございます。

○大蔵国務大臣 お答えいたします。私もその新聞記事を読みまして、まことに不敵な言ひ方だと思つたのでございます。さつそくこゝにおります国警長官、刑事局長、たま／＼面会する機会を得ました警視總監にも、かかる忌まわしい問題の有無を尋ねて、調査方を命じあるいは依頼してあります。その点は十分私も世間から疑惑の目で見られないだけの当局でありたいと覚悟いたしております。

○木下委員 こまかい点については後日伺いたいと思ひますが、ただきよう檢察当局のお話を聞いてみると、あまりに法文の末節にこだわつて、全体の政治的観点をなさざりにしたといふ感を深くいたします。捜査されたいものの点、お話がありましたが、税金の点、高いのは入割という配当をして二割、高いのは入割という配当をして二割、これは国税庁の査察部あたりでお調べになつておると思ひますが、伊藤に對して、二十四年の創立以来今日まで彼の称する匿名組合といふものの収益に對して、どれだけの調査をし、どういふ税金をとつて来たか、おわかりになつたら、きよう伺いたいし、わかつておられますければ十分お調べ願ひたいと思ひます。

○岡原政府委員 この点は直接の所管でございせんので、全然わかつておりません。

○木下委員 それではお調べ願ひことを希望しておきますが、もう一点希望を申し上げておきたい。今までわずかな暴利で罰せられた事例がたくさんあります。その一番軽い暴利として罰せられたのがどういふ程度のものかといふことがおわかりでしたら伺いたいし、また今すぐお答えができませんれば、過去の事例によつて取締つて来た事例の判例もお調べお願ひしたいと思います。

○岡原政府委員 それは高金利取締りの関係でありましようか、それとも暴利取締りの関係でありましようか。

○木下委員 両方です。

○岡原政府委員 いずれ資料をまともにして、後日申し上げます。

○木下委員 なおこれは委員長に希望を申し上げたいと思ひます。いづれ遠からず伊藤がある時期に調べられると思ひますが、この委員会においても特に政治的なことがいろいろ／＼伝えられておる。悪くそんたくする人は、先ほど田嶋君からもお話が出ましたが、世界に對する日本の信用にも関係するといふふりにアメリカに行つておる池田氏が言つたとか言われぬとか言つております。その問題についても池田氏自身がおる。それでこの被害者である十五万の零細な預金をした人たちの事情は大いに考慮しなければならぬが、しかしまたさういふ人たちがいかにして月二分、高いのは八分といふやうな利息をとつて、それで自分の生活の足しにしようといふところについての多少の不心得をわれ／＼は責任をとつてもらわなければならぬと思ひます。今まで國家が日本の事業とみずから稱して、國家的事業が社会的に大影響がありますからといふやうなことで、うやむやに國民の出した税金が不都合な、ほんとうに神様の目から見たら一番不當な連中の救済のために浪費された事例が多いのであります。こゝういふ機会にこそほんとうに徹底してやつてもらわなければならぬと思ひます。大蔵法務大臣は先ほど十分やるといふお話ですが、捜査の点についてはまた十分やつてもらわなければならぬと思ひますが、世間が今心配しておるのは、伊藤が大きな口

をたたいたやうな線が少しでも出やしないかといふことを非常に憂えておりますから、その点十分今後の御処置をゆうゆうとおやりにならぬで、どんな進めていただきたいことを希望申し上げます。

○小林委員 ちよつと私岡原刑事局長に伺ひますが、先ほど木下委員の御質疑に對して、村上民事局長は、これは明らかに匿名組合じやない、本質は匿名組合じやないから、銀行法が何かの法律に違反するやうな御答弁があつたのです。私もまだ詳しく調べておりませんが、銀行法、信託業法とか、こゝういふ許可なくして類似する行為をしたといふ者に対して罰則があると思ひます。ちよつと今はつきりしませんが、何か一年以下の懲役、禁錮、罰金もあるやうであります。もしさういふことであれば、その点に對して訴追し、捜査もできると思ひますが、ただいまどういふお考えでおいでになりますか。村上民事局長とも御相談なさつて、御答弁願ひます。御即答願ひなればあとでもけつこうです。民事局長が今匿名組合契約じやないといふことを言われたやうであります。それだけに、御答弁の端緒がつけられると思ひますから、ひとつ御研究願ひます。

○岡原政府委員 先ほどお話の銀行法の取締りにつきまして、主務大臣の免許を受けずしてやつたといふ点でございしますと、銀行法三十三条の五千円以下の罰金、これに當るわけでございます。その他これに関連する諸般の金融取締り法規がございしますが、それはいづれ書き出して……

○岡原政府委員 今それだけでも触れておるといふなら、どういふわけでお調べにならなかつたか、長い間御研究のやうであります。どうも少し手ぬるいように思ふ。

○大蔵国務大臣 私事直に申し上げます。これは法務省も政府の一員でありますから共同責任であります。私も責任を感じておるのであります。ところが法務省の意見といたしましては、どうも保全経済会には先ほど申し上げました諸理由によりまして匿名組合と言ひにくいといふ見解を持つております。従つて銀行法違反である、五千円の罰金にしろ、違反は違反である、それに対してもう一つの意見が政府の中にあります。これは昨日地方行政委員会においてその方面の意見の発表がありましたからお隠しする必要もないわけでありまして、これは明らかに匿名組合である、従つてこれを防止するには商法の改正を要する、商法の改正といふことになる、法務省の範圍だ、こゝういふ御意見が一方にあるわけであります。まずこの考え方を両者統一する必要があるであります。統一できない半分は責任はもちろん私も私にもあります。私は責任を回避する者ではございせん。しかし私どもとしましては、銀行法をいじるよりも先ほど民事局長が申しましたやうに、特殊金融取締法といふやうなものを出したいものである、これは大蔵省の御所管になるわけでありまして、大蔵省と意見の融合一致をまず前提の条件といたすわけであります。さういふやうなことで、とかくなまぬるいやうな解釈の多少の相違によりまして、これまで各省間の打合せがいづも明確な結論が出なかつた、その半分の責任はもちろん法

○岡原政府委員 先ほどお話の銀行法の取締りにつきまして、主務大臣の免許を受けずしてやつたといふ点でございしますと、銀行法三十三条の五千円以下の罰金、これに當るわけでございます。その他これに関連する諸般の金融取締り法規がございしますが、それはいづれ書き出して……

○小林委員 今それだけでも触れて

○岡原政府委員 先ほどお話の銀行法の取締りにつきまして、主務大臣の免許を受けずしてやつたといふ点でございしますと、銀行法三十三条の五千円以下の罰金、これに當るわけでございます。その他これに関連する諸般の金融取締り法規がございしますが、それはいづれ書き出して……

○小林委員 今それだけでも触れて

○岡原政府委員 先ほどお話の銀行法の取締りにつきまして、主務大臣の免許を受けずしてやつたといふ点でございしますと、銀行法三十三条の五千円以下の罰金、これに當るわけでございます。その他これに関連する諸般の金融取締り法規がございしますが、それはいづれ書き出して……

○小林委員 今それだけでも触れて

○岡原政府委員 先ほどお話の銀行法の取締りにつきまして、主務大臣の免許を受けずしてやつたといふ点でございしますと、銀行法三十三条の五千円以下の罰金、これに當るわけでございます。その他これに関連する諸般の金融取締り法規がございしますが、それはいづれ書き出して……

○小林委員 今それだけでも触れて

ただいま、大藏法務大臣からも他省との関係について率直な御説明がありまして、私もこれに対しては敬意を表するものでありますが、かつてこの問題に対して、法務省の内部ではこれは一種の脱法行為であるという解釈をとられた。しかるに大蔵省の当局者は、これは脱法行為でないということから、この種の問題に対する取締りの対策上、政府が統一ある態度をもつて臨めなかつた。これが今日かような事態を惹起する一つの原因であつたのではないかというふうに推測される節があるのですが、この点について法務省はどういう態度をおとりになつておつたか、この点もひとつ率直に御説明を願ひたいのであります。

○村上説明員 私の関係いたしました点だけについてお答え申し上げます。保全経済会のことの問題になりまして

○大藏国務大臣　まつたく同感でございます。ごく内輪の事情を申し上げますと、きのうきよりの閣議は予算でいっぱいでありまして、この問題に触れる機会は遂にございませんでした。もちろんおつしやるように、第二、第三の保全経済会のようなものは予想した方が慎重な態度だと思ひますが、仰せのような問題は十分に早急に処置をいたしたいと思つております。聞くところによりますと、保全経済会は株では損をしたが、不動産では相当持つておるというようなことでありますから、分散とか隠匿をされては、まことに政治の負担ということになりますので、十分に手を打ちたいと考えております。それから私のしろうと考へて就任以來のことと聞いておりました感じでは、一般論として保全経済会的なやり方は、一般論として保全経済会的なやり方よりも共同出資というのではない

ように思います。四十億に對して一萬圓とか二萬圓とか、それから伊藤、斗柄の顔を見たことのないおかみさんまで出しているということで、共同出資で利益配當をするという点が匿名組合であるという解釈をしておるのでありますが、なか／＼さる者でありまして、匿名組合でないと断定できないような点もこしらえておる。たとえば保全経済会には定款と稱するものがありまして、利益配當の條項に、「組合員は規定に従つて、營業より生ずる利益の分配を受く。但し商法第五百三十八條は、これによつて妨げられない。」と書いてあるのでありますが、これは事務所にしまつておいて見せていないのであります。たとえば營業案内、出資申込書、出資証券等、出資者の目に触れる書類には書いてない。しかしそういうものを書いた書類は本部に確かにあるというので、先ほど刑事局長が言いましたように犯罪を犯したと疑うに足る明瞭な事実のないところにガサをやるということとは、ちよつと躊躇するよりな要素をいろ／＼なところにつくつておる。これがきよくなまぬるいといつておしかりを受ける当局の方の若干の理由のあることでございます。

もう一つは、匿名組合であるかないか、従つて商法の改正の對象であるか、銀行法の改正の對象であるかというようなことで、ごくあからさまに申し上げまして、政府の見解を融合統一しておりません。その責任は、もちろん法務大臣にもございますが、こうなりました以上はあやまちを繰返さないように十分氣をつけたいと思つております。

○佐瀬委員　もう一点だけ……。これ

は刑事局長にお伺いしてみたいのですが、現在各種の行政取締り法規は別といたしまして、刑法の一般的な対象として考えるのと詐欺罪であり、ことに一般詐欺罪でなくして刑法二百四十八条の準詐欺罪という規定があります。これは、こういう場合を対象にしての本来の規定なんです。ところが言葉が、二十才未満の知慮浅薄な者とか、精神耗弱者というふうに限定されておる。これは先ほど御指摘があつたように被害者もそれが何割か入つておる。経路常識で許されないことを考えて、いわば亡者になつておる。いわゆる心神耗弱者と思われる者の中にはある。こういう者を予想して、刑法は二百四十八条を規定しておるのです。ところがこの存在があまり一般に認識されておらない。たしかイギリス法は、この規定は、詐欺罪の中にもつと広い範囲の規定があります。ですから刑法は、罪刑法定主義で、なるべく嚴格に限定して解釈しなければならぬという鉄則があるために、これを活用することが困難であるということがあろうと思うわけであります。運用の上において、將來の改正の上においてこの点は大いに留意すべき点であると思うのであります。が、今の問題に対しては二百四十八条を検討されたかどうか、その点を一応伺いたい。

○岡原政府委員　ただいまのような点ももとより検討いたしましたけれども、お話のように被害者もいろ／＼ピンからキリまでございますので、そういうような関係から、これをただちにたやすく動かし得るかどうかという点を申し上げたわけでございます。しかしもとよりそれは大切なことでござい

ますから、十分御諒旨を体してやりた
いと思います。

○佐竹(晴)委員 匿名組合でなければ
ただちに非合法であるかのごとき感し
をいたします御答弁を承つたのであり
ますが、もし匿名組合でなかつたとき
に無名契約としてどうお考えになつて
おるか。民法簡法に銘を打つた、名前の
ついた契約でなければ全部これを否定
するお気持だらうか。つまり無名契約
というものを肯定なさるお考えは持つ
ておるかおらないか。先ほど民事局長
の御答弁では、消費寄託になると思わ
れる違反、従つてこの面から言えば銀
行法その他の違反であるというふうに
御答弁もなさつたのでありますが、消
費寄託にあらざる無名契約、つまり匿
名契約に類似します無名契約という解
釈が成り立つとしたならば、これに對
し当局はどのようなお考えを持つてお
られたのか、その御検討の結果を承り
たいと思います。

○村上説明員 匿名組合でなければた
だちに消費寄託であるという意味で申
し上げたわけではないのでありまし
て、その契約の実態によりましては消
費寄託でもない。匿名組合でもない、
いわゆる無名契約というものもあるわ
けであります。もしそういう無名契約
といたしますならば、銀行法の預金受
入れというものには該当しないことにな
ります。

○佐竹(晴)委員 それでは、その点に
ついて本件がそれに該当するかどうか
ということについていまだ少しく御検討
を願つておきたいと思ひます。

いま一つこの際承つておきたいの
は、最初は八分の利子がだん／＼三

分、二分これではとても成り立たないという声が最初からあるではないか」ということが先ほどより論ぜられておりました。今回の休業はかくのごとき事態の集積がさように現われたものでありますとごらんになっておるか、それともさような理由でなしに、最近における経済界あるいは政府の金融に関する諸方針ないしは保金経済会に対する、たとえば不動産には金融をしないと、いかいいう何らかの力が加わつたとか、そうした別個の関係よりかくのごとき結果に至つたものと見てゐるか、当局は、八分、三分、二分といつたような、これはとても最初からやりきれぬものではないと思つてゐたが、はたせるかなこうなつたとごらんになつておるか、もしそうだとすれば先ほどの御答弁によれば、二十四年に成立いたしましたおります。そういう危険があるのに、五年間どうしてやつて来たか。そして最初からその通りだつたら二十五年、二十六年時分にはもうその情勢が現われて倒れておらなければならぬが、皆様の話を聞いていても、昨年の暮れよりいろ／＼こういううわさがあつたとかなんとかいふふうにごく最近のコンデিশョンがかかつてこういう事態に陥つたのではないかと見られるような節もあります。私はよくわかりませんが、そういう金利高ではとてもやれないという最初の懸念が二十五年以来集積して、遂にここに至つたものとごらんになつておるか。それとも最近の情勢ないしは理事長の方針が非常にまずかつたとか、あるいは悪意に、会社の財産を不当に自己のために処分したとかいつたような事態のためにそうした結果になつたものと見てゐるか。今回

の破綻の直接の原因がどこにあるとらんになつておるか。政府並びに検査当局あたりにおいてもどういうふうにごらんになつたか。これを承つておきたいのであります。

○岡原政府委員、これは先ほどから申し上げました通りに、十分な資料を今持つておりません。と申しますのは、おそらく全部の帳簿をあげて検討しなければほんとうのところはわからぬと思うのであります。いろいろな面が考えられるわけでございます。さような業者のやつておるやり方と申しましたのは、昔からたび／＼ございましたが、中には問題にならずに済んだ場合もあつたわけでございます。いわゆるふくらまして行くやり方でございます。そのふくらまして行くやり方が途中ではたつとまれば、ちよつと進行している自転車が倒れるように、何らの手も下さずに倒れるという状態の場合と、それからそれが若干確実な事業に投資しておつたりするために、必ずしもすぐ倒れずに、細々ながらやつて行つて清算にこぎつけるというふうな場合の形もございます。本件についてそのいずれであるかということについては実は今確言いたしかねますけれども、私も今まで、これはほんとうの想像でございまして想像で申し上げるのはいかがかと思ひますけれども、いろいろの資料から考えられるところでは、従来はまあどうやらこうやらやつて来たのではないだらうか、そして今年の春から夏にかけてかなり経済状態が悪くなつて、それで急にがらつと来たのではないだらうという、これは感じでございますが、いたします。しかし全体といたしましては、先ほど申し

上げました通り、もし正常な事業に投資しているとするれば、月八分というのはかなり苦しい金融でございまして、八分の金融をやつていたところは市中の金利がおそらく月一割五分のころじやなかつたかと思ひます。それに対して全部、その当時においてさうな高利を續けて出すという事は、よほどその月一割五分といつたようなところを損失もなしにやつておれば初めて考え得るという程度で、これはほんとうの理想型だけでございまして、實際の事情としてはほんとうに困難であつたのではないだらうかという、これもまた想像でございまして。しかし現在の二分程度というのがどの事業において現在二分といふのはむしろ低いようでございます。さうな関係からこの二分でつづける金融をしなければいかぬというふうな状況に立ち至つたについては、やはり何かさういふふうな事情が最近加つたのではないだらうか。これはほんとうの想像でございしますが、さうな気がいたす次第でございします。

○佐竹(晴)委員 どうも想像を承るのには何もありませんが、もう少しその辺のことをつかんでいただきたい。ただいまいろいろの御意見を聞いておりますと、検査の問題を中心としてまことに傾聴に値する強硬な御議論が出ておりました、私どももいたしまして、も不正があれば、これは徹底的にやるべきであると考えます。ただ先ほどの議論の中にも出ておりました通り、こ

ういうような問題を最初からどうにかやつていくうちに、たとえば司法官憲が先に手をつけたために倒れた、それがために債権者にたいへん損害を及ぼすようになった。さうでなくして置いておけば、どうにか行つていたであらうが、司法官憲が手をつけたためにこ

ういうような結果になつたのだといつたような場合が往々にあり得るので、これを避けるべく今まで非常に遺憾せられたのではないかと見られる節がある。もしさうだといたしますならば、当時においてまだどうにか行つていくうちに、保全の処分を立てらるべきであつた。たとえばこの会社が

あるいは株の上に投資をしておつて、その株が非常に有力な株でさうして収支償還のものとすれば、たとえば銀行法なら銀行法に触れるから、いわゆる貯金を預託することについてはやつてはいけない、しかしたとえば信託業なら信託業に切りかえなさい、あるいは、不動産なら不動産を専門とする株式会社を切りかえなさいといつたようなことで、さういつたやうなときに単独法でも出して、まだやつて行けるうちにこれを何とかいたしましたならば、さういふ事態を現出することなしに防ぎ得たではないかと考

えられる節があるのではありません。先ほど大臣のお答えの中にも、相当不動産があるやうであるといふことをおつしやつた。報道機関のいろいろの報道等の中にも、三十五億ばかりある。四十何億のことに何といひますか債務がある。三十三億ないし三十五億のところに不動産があるとすると、大体八割くらいはただちに今整理すれば整理がつく。先ほどのこの委員会におけるところの議論を聞いてみると、まるつきり未亡人やその他に對しまして全部預けたものをとことんまで損害をこうむら

第十六国会法務委員會議録第三十二号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 五 末 五 百十八 百九十八

会いたしたいと申し入れておきたいと存じますが、御異議はありませんか。
○異議なしと呼ぶ者あり
○小林委員長 御異議がなければさうとりはからいます。なお連合審査会の開会日時等は地方行政委員長と協議いたしまして決定いたしますが、御質疑をなさる方々はあらかじめ申出を願います。

それでは本日の調査はこの程度にとどめまして、次回は明日午前十時半から委員会を開きます。なお十時から理事會を開きますから、理事諸君の御出席を願います。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時一分散會

昭和二十八年十一月四日印刷

昭和二十八年十一月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局